

## 本市における養介護施設従事者による高齢者虐待事案について

令和5年度は3事業所において従事者による高齢者虐待を確認したため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」第22条に基づき県へ報告を行いました。

内訳は、身体的虐待が1件、心理的虐待が1件、身体拘束が2件でした（複合的虐待あり）。

緊急やむを得ない場合に代替的な方法があったにもかかわらず従事者独自の判断で身体拘束を行ってしまったケースや新型コロナウイルス感染症に伴う業務量が増加したことによる従業員のストレスが原因となるケースが見受けられました。

ご多忙の中とは思いますが、虐待防止及び利用者への適切なサービス提供のためにも、虐待防止検討委員会等においてあらかじめルールや手続きなどの指針を定め全職員に周知・徹底することや従事者が働きやすい職場環境づくり・体制整備に努めていただきますようお願いいたします。

【参考】「身体拘束ゼロへの手引き」（厚労省「身体拘束ゼロ作成推進会議編」）より

- (1) 緊急やむを得ず身体拘束を行う際には、「緊急やむを得ない場合」の3要件（切迫性・非代替性・一時性）に該当するか事業所としての判断が行われるよう、虐待防止検討委員会等においてあらかじめルールや手続きなどの指針を定め、全職員に周知・徹底すること
- (2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う際には、利用者本人や家族に対して、詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めること
- (3) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しておくこと

【参考】

市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（国マニュアル）  
本編 第三章 養介護施設従事者等による虐待への対応

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00002.html)